

記入例

健康保険 限度額適用認定申請書

常務理事	事務長	担当	(事業所)

被保険者情報	被保険者証の	記号 999	番号 9999	生年月日 昭和 平成 令和 5年0月4日
	氏名・印	ふりがな けんぼ たろう 健保太郎		
	住所	〒 5 0 3 - 0 9 1 6	岐阜 都道 府 県	大垣 市区 郡
		日の出町1-1	電話 0584 - 81 - 3124	

認定対象者	対象者 (被保険者の場合は 記入不要)	氏名 健保 花子	生年月日 昭和 平成 令和 5年2月5日	
	療養予定開始日	令和 3 年 12 月 1 日		
	利用期間	短期 (3ヶ月 6ヶ月) 長期 (6ヶ月以上) 最長:次の8/31まで		
	今回の療養は、第三者行為(交通事故・喧嘩等)で受傷したものですか?	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
今回の療養は、通勤途中、業務中の傷病によるものですか?	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ			

※療養予定開始日と利用期間を必ず記入する事。有効期限は利用期間で設定とする
 ※有効期限の最長は毎年9月1日に標準月額見直しがある為、7月末又は8月末となる

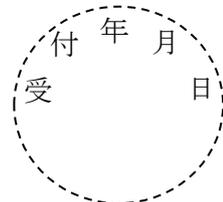
送付先	1. 社内便 (事業所・事業場) ○○事業場 (部署名) 職場名
	※原則社内便で送付します。社内便で受け取れない場合のみ下記を選択ください。
	2. 上記住所に送付
3. その他	〒 - - - - - 都道 市区 府 県 郡
	(宛名) 電話 - -

申請代行者欄	被保険者・および療養を受ける方以外の方が申請する場合にご記入ください。(上司や病院スタッフ等)		
	氏名・印	被保険者との関係	
	電話番号 (日中の連絡先)	申請代行の理由	1.被保険者本人が入院中でできないため 2.その他 ()

上記のとおり、健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。 令和 4 年 3 月 1 日

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。
 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

備考欄									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--



自己負担限度額

医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、それぞれ一医療機関ごとの窓口での一部負担還元金の支払額が下記の自己負担限度額までとなります。

区分	標準報酬月額	法定自己負担限度額	多数該当※
ア	83万以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	53万以上～83万未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	28万以上～53万未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	28万円未満	57,600円	44,400円
オ	市区町村民税の非課税者	35,400円	24,600円

※多数該当とは

診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数該当となり4回目から自己負担額が軽減されます。

注意事項

●提出不要な方

70歳以上の一般所得者(標準報酬月額26万円以下)の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

●被保険者が非課税の方

「区分ウ」および「区分エ」の方のうち、市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、下欄に市区町村長の証明を受けるか、別に(非)課税証明書の添付が必要です。

市 証 区 明 町 欄 村 長	当該被保険者(氏名)は令和()年度の市区町村民税が課されないことを証明する。
	市区町村長名 (印)

※4月～7月診療分については、前年度の課税に関する証明を、8月～翌年3月診療分については、当年度の課税に関する証明が必要となります。

(例)・令和2年8月診療分～令和3年7月診療分: 令和2年度(平成31年, 令和元年中収入)の証明書
・令和3年8月診療分～令和4年7月診療分: 令和3年度(令和2年中収入)の証明書

●70歳以上で現役並み(標準報酬月額28万円以上)の所得がある方

30年8月より限度額が細分化されたので申請が必要です。

以下に該当した場合は、速やかに認定証を返納してください。

- ・有効期限に達したとき(発行日から次の8月31日まで)
- ・被保険者の資格が無くなったとき(保険証の記号・番号が変わった時も含む)
- ・被扶養者から外れたとき
- ・標準報酬月額が変更になり、適用区分(ア～オ)が変わったとき
- ・70歳に達する月の翌月に至ったとき
- ・70歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

※70歳に達する日の翌月以降は、「高齢受給者証」が限度額認定証のかわりになります。